

別記第一号(第四十五条関係)

予算様式

何年度(地方公共団体名)何事業会計予算

(総則)

第1条 何年度何事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 何々

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	千円
第1項 営業収益	千円
第2項 営業外収益	千円
第3項 特別利益	千円

支 出	
第1款 事業費	千円
第1項 営業費用	千円
第2項 営業外費用	千円
第3項 特別損失	千円
第4項 予備費	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額何千円は当年度分損益勘定留保資金何千円、繰越(又は当年度)利益剰余金処分額何千円及び何々何千円で補てんするものとする。)。

収 入	
第1款 資本的収入	千円
第1項 企業債	千円
第2項 出資金	千円
第3項 他会計からの長期借入金	千円
第4項 固定資産売却代金	千円
第5項 何々	千円

支 出	
第1款 資本的支出	千円
第1項 建設改良費	千円
第2項 企業債償還金	千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	千円
第4項 何々	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年割額
1何々	1何々		千円	年度	千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
		千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、何千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 何々

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その(これらの)経費の金額を、(これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは)それ(これら)以外の経費の金額に流用し、又はそれ(これら)以外の経費をその(これらの)経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 千円

(2) 交際費 千円

(3) 何々 千円

(他会計からの補助金)

第11条 何々のため何会計からこの会計へ補助を受ける金額は、何千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 繰越(又は当年度)利益剰余金のうち何千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 何々

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、何千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第14条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
-----	-----	-----

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
-----	-----	-----	-------

2 処分する資産

何年何月何日 提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕

氏 名

(注) 1 業務の予定量については、水道事業又は工業用水道事業にあつては給水戸数又は給水事業所数、年間総給水量、一日平均給水量等を、軌道事業、自動車運送事業又は鉄道事業にあつては車両数、年間走行キロメートル、年間総輸送人員、一日平均輸送人員等を、ガス事業にあつては供給戸数、年間供給量、一日平均供給量等を、電気事業にあつては年間販売電力量等を、病院事業にあつては病床数、年間入院患者数及び外来患者数、一日平均入院患者数及び外来患者数等を記載するほか、主要な建設改良事業の概要を記載すること。

2 二以上の事業を通じて一の特別会計により経理する場合においては、上記様式に準じて調製すること。

3 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じて調製すること。

4 債務負担行為については、年度ごとに当該年度の限度額を記載すること。ただし、その性質上年度ごとの限度額の明らかでないものは、その総額を記載することができること。なお、限度額の金額の表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

5 企業債については「起債の目的」は当該企業債資金によつて執行する事業の名称を、「利率」は年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行う場合においては、「利率」は文言で記載することができること。

- 6 重要な資産の取得及び処分については、「種類」は土地、建物等の別を、「名称」は不動産にあつてはその名称のほか所在地を、「処分の態様」は売払い、譲与、交換等の別を記載すること。